

Title	1769年のAdam Smith : Adam SmithのSir David Dalrymple, Lord Hailes宛未刊の手紙について
Sub Title	On two unpublished letters of Adam Smith to Sir David Dalrymple, Lord Hailes
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.5 (1970. 5) ,p.378(26)- 386(34)
JaLC DOI	10.14991/001.19700501-0026
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700501-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700501-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 1769年のAdam Smith

—Adam Smith の Sir David Dalrymple,  
Lord Hailes 宛未刊の手紙について—

小池基之

1.

慶応義塾図書館に Adam Smith の自筆書簡2通を所蔵している。これはいずれも Sir David Dalrymple, Lord Hailes に宛てたもので、1769年1月15日付と同年3月12日付のものである。このうち前者はこれまでまったく知られていなかったものであり、後者はその一部のみが知られているにすぎなかったものである。そこで、いまその全文を掲げて、それについて若干の解説を試みたい。

従来、Smith の Lord Hailes 宛の書簡として明らかにされていたものは3通あった。

John Rae がその *Life of Adam Smith*, 1895 に書いているところによれば、「Smith の Hailes 宛の手紙はその2通だけがのこっているものであった。その一はつぎの如くである。」<sup>2)</sup> といって、1769年3月5日付 Kirkaldy 宛の手紙の全文をのせている。<sup>3)</sup> そして、それにつづいて Rae はつぎのようにのべるのである。「1週間後、Smith は Lord Hailes にもう1通の手紙を書いた、それは Lord Brougham のいうところによれば、「あきらかに銀の価格に関するかれの考察の端緒を示すものである」が、この手紙はいまは失われてしまったらしい。Lord Brougham はダグラス訴訟事件に関するつぎの文章だけをそれから引用しているのである。<sup>4)</sup> すなわち、John Rae が知っていたのは 1769

年3月5日付と3月12日付の2通であり、しかも後者はその一部分だけがあきらかにすぎなかったのである。そして Rae はこの2通を Lord Brougham の *Men of Letters*, ii, p. 219 から引用しているのであって、書簡そのものを見て、それを直接に引用しているのではない。

その後 William Robert Scott はその *Adam Smith as Student and Professor, with Unpublished Documents, including Parts of the "Edinburgh Lectures", a Draft of The Wealth of Nations, Extracts from the Muniments of the University of Glasgow and Correspondence*, 1937 のうちに、J. H. Hollander 教授所蔵の、Lord Hailes 宛 Kirkaldy 宛 1769年5月23日付の書簡を収録している。<sup>6)</sup>

以上の3通が、Smith の Lord Hailes 宛書簡として、いままで知られていたものすべてであった。したがって本塾図書館が所蔵する1月15日付の書簡はこれまで全く知られていなかったものである。また3月12日付の書簡は、その追伸に書かれているところが、Rae が Lord Brougham の著書からダグラス事件に関するものとして引用しているところと全く同じであり、また「1週間後」というその日付の点からしても、「失われてしまったらしい」といわれている、その手紙であることは間違いのないところであろう。

なお、Rae がその全文を掲げている3月5日付の書簡は竹内謙二博士の所蔵するところであり、Lord Hailes

注1) この手紙の入手の経緯については拙稿「アダム・スミスの手紙」(日本経済新聞、昭和45年2月10日)参照。

2) John Rae, *Life of Adam Smith*, p. 247.

3) *Ibid.*, pp. 247-248.

4) *Ibid.*, p. 249.

5) それは、たとえば3月5日付の手紙の原本と Rae がその著書にかかげているところを比較してみると、句読点や副詞の位置など細かい点で多少の差異がみられるところからも、充分考えうるところである。

6) William Robert Scott, *Adam Smith as Student and Professor*, pp. 265-267.

宛の書簡は更にこの他にもう1通1769年5月16日付のものが京都外国語大学に所蔵されている。すなわち、Lord Hailes 宛の Smith の手紙として現在知られているものは合計5通であって、そのうち Hollander 教授所蔵の1通を除いて、その他の4通は日本にあるということになる。

2.

さて、1769年1月15日付書簡の全文はつぎのごとくである。

(1頁) 1)

My Lord

Kirkaldy 15 : Jan : 1769

I am extremely obliged to your Lordship for the very polite message you was good as to send me last week by Mr John Balfour. The use of your Lordships collections of Papers concerning the Prices of Corn & other Provisions in antient times will lay me under a very great obligation. I have no papers upon this subject except an account of the fiars of Med Lothian from the 1626 & this was copied too from a Printed Paper produced in a process before the Court of Session some years ago. I expect soon to get some others, particularly an account from the Victualling office. I have, however, a good number of printed Books such as Fleetwood, Du Prè de St Maur, Police des Grains, Messance sur la Population & sur les prix des grains, Essays on the Corn trade &c; All of which, except Messance, your Lordship has probably seen: His accounts go no further back than 1670. I look upon him, however, to be the most judicious author of them all. I have made a good number of remarks both upon the accounts given in these books, & upon somethings relating to the same subject which I have found in the History of the Exchequer, in the English Acts of Parliament, & in the Ordonnances of the french Kings. My own Papers are in very great disorder & I wait for some further informations which I expect from different quarters before I attempt to give them the last arrangement. As soon as they are fit to be seen I shall be very happy

(2頁) 1)

happy to communicate them to your Lordship, if you will give me leave either to send them to you or to read them to you.

5)

I am very much ashamed of having delayed so long to answer a very Polite letter I had the honour to receive from your Lordship some time ago. I proposed to read over the Scotch Acts & to compare them both

- 10) with our own historians & with the laws of some other nations that I have had occasion to look into, in order to answer it as much to your satisfaction as I could. I have not yet had time to do this, for tho' in my present situation I have properly speaking nothing to do, my own schemes of Study leave me very little leisure, which go forward too like the web of penelope, so
- 15) that I scarce see any Probability of their ending. Your Lordships remarks upon the Scotch Acts seem to be very much of the same nature with those of Judge Barrington upon the English Statutes which have been so very universally approved of.
- 20) A work of this kind cannot fail to both extremely useful & very amusing to all those that are curious in the History of their own country. I should be very happy to contribute anything in my Power to the improvement of it. I am afraid however I shall
- 25) be able to contribute but very little; & it will be some time before I can contribute even that little. I have the honour to be with highest respect & esteem My Lord your Lordships Most Obedient  
Servant Adam Smith

- (3頁) 1) If your Lordship wishes to see any of the Books I have on the Prices of Provisions they are all at your service, as are likewise any Papers upon the same subject which I may hereafter be able to collect.

(注) 1頁1行目。Smith の出生地であり、またこの書簡の発信地であるカーコウディは現在 Kirkcaldy と綴られているが、当時は Kirkaldy と綴られていたのである。(Haldane; *Life of Adam Smith*, p. 15 参照)。なお Smith の父親の葬儀のときの受取書には Karkaldie と綴られている。(Rae; *Life of Adam Smith*, p. 3)

1頁3行目。you was は16世紀乃至18世紀においては普通の用法であった。(OED, Vol. 1, p. 717)

また3月12日付書簡の全文はつぎのごとくである。

- (1頁) 1) My Lord  
I received the favour of your Lordships Letter in due course of Post, & have read over the Papers you enclosed along with it, with great pleasure & attention. I am greatly
- 5) obliged to your Lordship for them: they will be of very great use to me.  
I shall only observe to your Lordship that all the estimated

- 10) prices of grain among our ancestors seem to have been extremely loose & inaccurate: & that the same nominal sum was frequently considered as the Average price both of grain & of other things during a course of years in which considerable alterations had been made upon the intrinsic value of the Coin. Thus both in 1523 & in 1540, the Bale of barley & meal is estimated at 13s & 4s, tho' in the first
- 15) of these two periods there were only seven money pound coined out of the pound weight of silver; & tho' in the second there were nine pounds, twelve shillings coined out of it. This estimation is made, however, by the Lords of council & Session, from whom the greatest accuracy might have been expected. It is not conceivable that during
- 20) the course of the sixteenth century, so long after the discovery of the Spanish West Indies, grain should have sunk near one third in its average Price, or in the real quantity of silver that was given for it. The market price of
- 25) Grain was in those times extremely fluctuating, much more so than at present, & people seem to have been so much at a Loss how to fix an average, that they were happy to catch at any average that had been fixed

- (2頁) 1) fixed in some former period without always attending to the difference of circumstances. In the conversion Prices that are agreed upon in Leases, the option whether to pay or take the rent in kind or in money, is sometimes
- 5) in the Tennant, & sometimes in the Landlord. When it is in the Landlord, & when the Landlord generally resides upon his estate & chases for the conveniency of his family, to receive the rent in kind, it is very indifferent to him how low the conversion price is. In this neighbourhood the price of a good fowl, a hen, has been for many years
- 10) from ten pence, to a shilling & fifteen pence. Several years ago a friend of mine converted all the Poultry upon his estate at a shilling. Five pence, however, is a common conversion price in a lease, the option being in the
- 15) Landlord. Leases of this kind have been let within these two or three years. I should be glad to know, if your Lordship remembers it, for I should be very sorry to give you the trouble to consult the record, whether in

20) the leases of the Abbaeys & Bishopricks which you have looked into, the option was in the Landlord or in Tenant. If it was in the former, as a Monastery is always, & in old times a Bishop was generally resident, we need not wonder either at the irregularity, or at the lowness of some of the conversion prices. I have the honour to be with the greatest respect & regard

My Lord  
Kirkaldy Your Lordships  
12 March 1769 most obedient & obliged  
Servant Adam Smith

(3頁) 1) If the rejoicings, which I read of in the public papers, in different places on account of the Douglass Cause, had no more foundation than those which were said to have been in this place, there has been very little joy upon the occasion. There was here no sort of rejoicing of any kind; unless four schoolboys having set up three candles upon the trone, by way of an illumination, is to be considered as such.

(注) 1頁21行目。括弧内は原本破損のため欠けている箇所をおぎなしたもので、3頁目が John Rae がその *Life of Adam Smith*, p. 249 にのせている箇所である。

3.

1.) Smith は 1766 年 11 月フランス旅行から帰ると、6 箇月ほどロンドンに滞在する。そして、Charles Townshend とともに仕事をし、また *Theory of Moral Sentiments* の新版 (第 3 版) を刊行したりしたのち、1767 年の春に、故郷のカーコウディに帰って、母と共に暮らすこととなる。そして、Buccleugh 公からの終身年金 300 磅と、カーコウディの静かな雰囲気と、十分

注(7) Townshend は 1766 年 10 月 Chatham (William Pitt) 内閣の大蔵大臣となり、「アメリカに収入をもとむべしと自ら心にきめていたのである」。Smith のこの時期におけるロンドン滞在中の主たる活動が Townshend の「いまわしき課税計画」に関して、かれと共に働くことになったように思われるが、W. R. Scott は Smith が Townshend の提案に反対したのはいうまでもないことと述べている。「もしも Smith の課税および代議制度に関する見解が 1776 年および 1778 年に表明したところのものと同じであるとするならば、そしてかれの全思想体系からしてそれはうたがいのないところであるとするならば、かれはその同意しがたいことを強く表明して、スコットランドに帰ってしまったかもしれない。」(William Robert Scott, "Adam Smith as Downing Street, 1766-7," *Economic History Review*, VI (1935), pp. 88-89.) Townshend は 1767 年 4 月 4 日に死去した。

(8) Smith がその師としてフランス旅行を共にした Buccleugh 公は 1767 年 5 月 3 日ロンドンで結婚する。Smith はおそらくその直後にスコットランドに帰ったのであろう。(John Rae, *op. cit.*, p. 238.)

ったものであることからみて、*Wealth of Nations* の第 1 編第 11 章に付せられた「最近四世紀間における銀の価値の変動に関する余論」(Digression concerning the Variations in the Value of Silver during the Course of the Four last Centuries) 以下に、主としてかわりをもつものであるといえよう。Smith はこれらの点に関して、正統的なスコットランド史研究の先駆者の一人であり、また法学者でもある、スコットランド最高民事裁判所判事 Lord Hailes と、種々意見をかわすところがあったのである。穀物およびその他の食料品の価格に関する古記録、またスコットランドおよびイングランドの法令について、Smith が Lord Hailes に負うところがあったのは、まさに、1 月 15 日付の手紙にうかがわれるごとくである。Smith の蔵書のなかには、Lord Hailes の 1769 年以前の著書としては、つぎのようなものが含まれていた。すなわち、*Memorials and Letters relating to the History of Britain in the reign of James I.* Glasgow, 1766 (2nd ed.), および、つぎの 4 論文が一つに綴られているもの。(1. *Historical Memorials concerning the Provincial Councils of the Scottish Clergy from the earliest times to the Reformation*, Edinburgh, 1769. 2. *Canons of the Church of Scotland, drawn up at Perth 1242 and 1269*. [Anon.] 3. *An Examination of some of the Arguments for the high antiquity of Regiam Majestatem*. [1768, Anon.] 4. *Catalogue of the Lords of Session from 1532, with Historical Notes*. [1767, Anon.] がそれである。そして Smith は物価史を検討

するに当って、スコットランドの古い法律書である *Regiam Majestatem* やイングランドの法令集に依存するところが多かったことは、*Wealth of Nations* のいろいろの箇所にもみられる如くである。しかも、それは慎重な史料批判を含んでいたことはいうまでもない。<sup>(10)</sup>

また 1 月 15 日付の手紙のなかにも見える、Smith が資料の渉猟にあたって蒐集、利用した著者の文献はつぎのようなものであったと思われる。すなわち、

William Fleetwood, *Chronicum Preciosum, or an account of English Money, the price of corn, and other commodities for the last 600 years*, London, 1707.

Nicolas François Duprè de Saint-Maur, *Essai sur les monnoies, ou réflexions sur le rapport entre l'argent et les denrées*. [Anon.] Paris, 1746.

ditto., *Recherches sur la valeur et monnoies et sur les prix des grains avant et après le Concile de Francfort*. Paris, 1762.

Claude Jacques Herbert, *Essai sur la police générale des Grains, sur leur prix et sur les effets de l'Agriculture*. [Anon.] Berlin, 1757.

Messance, *Recherches sur la population des générales d'Auvergne, de Lyon, de Rouen, et de quelques provinces et villes du royaume, avec des réflexions sur la valeur du bled tant en France qu'en Angleterre, depuis 1674, jusqu'en 1764*. Paris, 1766.

Charles Smith, *Three Tracts on the Corn Trade and Corn Laws*, [Anon.] 2nd ed. London, 1766.

その他がそれである。そして、Smith はこれらの著

注(9) James Bonar, *A Catalogue of the Library of Adam Smith*, 2nd ed., 1932, p. 53. なお 1769 年以降のものについては、*Dalrymple's Remarks on the History of Scotland*, Edinburgh, 1773. *Annals of Scotland (1036-1370)*, 2 vols., Edinburgh, 1776-79. がその蔵書のなかにもみられる。(Bonar, *Ibid.*, p. 53. および Hiroshi Mizuta, *Adam Smith's Library. A Supplement to Bonar's Catalogue with a Checklist of the whole Library*, Cambridge, 1967, p. 17.)

(10) *Wealth of Nations*, London, 1776, vol. 1, pp. 222, 224, 226. その他。

また、穀物の観察において多くの人々を誤解に導いた特殊の事情の一つとして、Smith は「かれらの誤解が、時として昔の法定価格に関する法令が、怠惰な写字生の杜撰な謄写によってあやまりつたえられたこと、また時として立法者が実際杜撰な立法をしたことから、生じた」ことをあげている。(Ibid., p. 229. 以下)。「スコットランドの法律書である *Regiam Majestatem* の古い写本には、法定の価格の法令があって、それには、イングランドの約半クォーターに当るスコットランドの 1 ポールについて、小麦の価格が 10 ペンスから 3 シリングにいたるまでの間で変動するに従って、パンの価格が定められるとされている。この法令の制定されたと想像される時代のスコットランドの 3 シリングは、現今のわれわれの貨幣の約 9 シリングに等しい。Ruddiman 氏はこれよりして、3 シリングというのは当時小麦の価格の騰貴した最高価格であって、10 ペンス、1 シリング、あるいは高くても 2 シリングというのが普通の価格であったと結論しているように見える。しかしながら、この写本を検するに、これらの価格は皆小麦とパンのそれぞれの価格の間にまもらるべき割合の例として書かれたにすぎないようである。同法令の最後の言葉に曰く、"religiosa judicabis secundum praescripta habendo respectum ad pretium bladi."『穀物の価格を斟酌して以上に記載するところに準拠して爾余の場合について判断すべし』(Ibid., pp. 230-231.)

者についての注釈をおこない、あるいはそれらからの抜萃をしていることは同じ手紙にのべられているごとくであるが、これらの著者、すなわち、Fleetwood, Duprè de St. Maur. その他について、Adam Smithは *Wealth of Nations* のいろいろの箇所で、きわめて高い評価をあたえているのである。すなわち、

「真正 Fleetwood および Duprè de St. Maur の両氏は、最大の勤勉と忠実さを以て、古代における諸物価を蒐集したと思われる二人の著者である」<sup>(11)</sup>。

Messance については、1月15日付の手紙のなかでこれらの人々のうち「最も明敏な著者」であると書いているところであるが、また *Wealth of Nations*, 第1編第8章において「博識にして創意に富んだサン・テイエヌヌ選挙区のタイユ (taille) 徴税官 Messance 氏」<sup>(12)</sup>と書かれているところである。

また Duprè de St. Maur, および Smith によって「エレガントな著者」<sup>(13)</sup>と書かれた Herbert その他については、

「いまはただ銀の価値が穀物のそれに比しこのように騰貴したのはイングランドにのみ特有なものではなかったということだけを云っておくに止めよう。同時代のフランスにおいてもまた、ほとんど同じ比率でこの騰貴が起ったことは、穀物の価格に関する三人のきわめて忠実勤勉にしてかつ努力をおしまざる蒐集家、Duprè de St. Maur 氏、Messance 氏および穀物政策に関する論文の著者の観察するところであった」<sup>(14)</sup>。

「穀物自身の価格は、現世紀の最初の64年間および最近の異常に不順な季節以前には、前世紀の最後の64年間におけるよりも若干低廉であった。この事実はウィンザア市場の記録によるのみならず、スコットランドの各州の公定価格によって、また Messance 氏および Duprè de St. Maur 氏によって非常な勤勉と忠実さを以て蒐集されたフランスにおける多くの地方の市場の記録によって証明される」<sup>(15)</sup>。

という評価があたえられている。

Smithは、スコットランドの公定価格 (fars) を、手

紙のしるすところによれば、Mcd Lothian の記述によってみているのである。

そして、Smith が *Wealth of Nations* 第1編第11章の末尾に Fleetwood の蒐集した1202年から1597年までの小麦価格、またイートン・カレッジの帳簿から蒐集した1598年から1601年までの小麦価格の表<sup>(16)</sup>、ならびに Charles Smith による1595年から1764年にいたる小麦価格の表をかかげているのは、周知のごとくである。

2.) 3月12日付の手紙については、Rae がその著書のなかののせている Lord Hailes 宛3月5日付の手紙とのかかわりあい<sup>(18)</sup>が問題となるであろう。その一つは Douglas 訴訟事件に関する点であって、Smith はこれらの手紙のなかで、スコットランド最高裁判所の判決を上院が破棄したことに対してはげしく抗議している。Douglas 事件に関する上院の判決がエジンバラに届いたのは3月2日のことであり、前記3月5日付の手紙は Smith がその判決を聞いた直後にかかれたものである。

も一つの穀物価格の問題に関しては、3月5日付の手紙はなお資料批判の点に止まっていて、3月12日付の手紙において展開されるような理論的問題には、立ち入っていない。この点で、銀の価値変動と穀物価格の動きとの関連をとりあつかった3月12日付の手紙はきわめて大きな意味をもっているといわねばならない。

Smith が穀物価格の歴史を歴大な資料を蒐集して検討したのは、変動する価格の水準をどう想定するかという関心にもとづくものであったと思われる。穀物価格は貨幣の量によってはかられた穀物の交換価値である。ところが、貨幣として用いられる金銀もその価値の変動をまぬがれることは出来ない。長年に亘って穀物の普通の、あるいは平均の価格 (average price) とされている価格についても、その名目上の額にふくまれている銀の量、いわば貨幣の内在的価値 (intrinsic value) は著しく変動していることもあるのである。たとえば、

注(11) *Ibid.*, p. 233.

(12) *Ibid.*, p. 103.

(13) *Ibid.*, p. 227.

(14) *Ibid.*, p. 248.

(15) *Ibid.*, pp. 302-303. なおスコットランドの公定価格については *Ibid.*, p. 93.

(16) *Ibid.*, pp. 317-325.

(17) *Ibid.*, p. 185.

(18) Douglas 訴訟事件については John Rae, *op. cit.*, pp. 249-250. を参照.

To the Honble  
The Lord Stables  
Edinburgh

My Lord  
Hirkaldy 15 Jan. 1701  
I am extremely obliged to your  
very polite Message you was good unto  
by Mr John Balfour. The use of your  
son of Papers concerning the Prices of  
sions in Antient times will lay a und  
obligation. I have no papers upon this  
an account of the fears of Mr Lathian  
this was copied too from a Printed Paper  
procured before the Court of Session  
expect soon to get some others, particu  
from the Histalling office. I have a  
number of printed Books such as Dile  
de St Maur, Police des Grains, Me  
pulation, &c sur le pain des grains, &c  
traire &c; All of which, except Me  
has probably seen. His accounts go  
than 1670. I look upon him, however, to  
divers authors of them all. I have made  
of remarks both upon the accounts  
books, upon some things relating to the  
which I have found in the History of  
in the English acts of Parliament, & in the  
of the french things. My own Papers are  
disorder & will for some further  
which I expect from different  
I attempt to give them the last list  
As soon as they are fit to be seen, you

n: 1769  
your Lordship for the  
to send me last week  
your Lordship's collecti-  
of laws or other Mem-  
under a very great  
subject except  
from the 1626 or  
Paper produced in a  
some years ago. I  
particularly an account  
however, a good  
Bibliothèque, Du Pre  
perme sur le Po-  
s, Epays on the learn-  
ance, your Lordship  
go no further back  
to be the most ge-  
made a good number  
given in these  
the same subject  
of the Exchange  
in the Ordinances  
are in very great  
informations  
enters before  
arrangement  
you shall be very happy

happy to communicate them to your Lordship, if you  
will give me leave either to send them to you or to  
send them to you.

I am very much ashamed of having delayed so long  
to answer a very Polite Letter I had the honour to re-  
ceive from your Lordship some time ago. I proposed  
to read over the Scotch Acts as to compare them both  
with our own historians or with the laws of some other  
nations that I have had occasion to look into, in order  
to answer it as much to your satisfaction as I could. I  
have not yet had time to do this; for tho' in my present  
situation I have properly speaking nothing to do, my  
own schemes of Study leave me very little leisure,  
which go forward too like the wheel of penelope, so  
that I scarce see any Probability of their ending.  
Your Lordship's remarks upon the Scotch Acts seem  
to be very much of the same <sup>nature</sup> with those of Judge  
Barrington upon the English Statutes which  
have been so very universally approved of.  
A work of this kind cannot fail to be both extremely  
useful & very amusing to all those that are curi-  
ous in the History of their own country. I should  
be very happy to contribute any thing in my Power  
to the improvement <sup>of it</sup>; I am afraid however I shall  
be able to contribute but very little; & it will  
be some time before I can contribute ever that  
little. I have the honour to be with highest respect  
& esteem My Lord your Lordship's Most Obedient  
servant Adam Smith

If your Lordship wishes to see any of the Books  
I have on the Prices of Provisions they are all at  
your service, as are likewise any Papers upon the  
same subject which I may hereafter be able to collect.





attending to the  
version Boies that  
has to pay or like  
my is sometimes  
Lond. It has it  
generally reads  
remedy of his  
is very indifferent  
is in this neighbor  
for many years  
peace. Several  
At the Boultry  
however is a con  
tion being in the  
see let within  
know, if you  
very sorry to  
word, whether in  
which you have  
died or in Ben.  
mastery is al  
generally re  
at the irregu  
the conversion  
with the grea

Yours  
& obliged  
Smith

If the rejoicing, which I read of in the public papers, in dif-  
ferent places on account of the Daugh's lease, had no  
more foundation than those which were said to have  
been in this place, there has been very little, or upon  
the occasion. There was here no sort of ~~rejoicing~~ rejoicing  
of any kind, unless four schoolboys having set up  
three candles upon the throne, by way of an illumina-  
tion, is to be considered as such.

銜貨上の変動があつて、名目上の額に含まれている銀の量は減少しているにもかかわらず、銀の価値が高くなって、同じ名目上の価格に含まれている銀の量の減少を充分償っているというごとくである。ここに平均価格というのは、変動する価格をもつ銀の実質量によって示される価格をいっているのである。市場価格のことにはげしい変動のなかにあつては、平均価格の維持ということが一つの課題とされたのであつた。

更に市場価格を考える場合に、スコットランドにおいて換算価格 (conversion price) といわれるものを直ちに市場価格と誤認するのあやまりをおかしている場合がある。借地契約において、現物で地代を支払うか貨幣で支払うかの選択権は、時に地主に、時に借地人にあつて、その場合、現物の支払いが一定額の貨幣の支払いにかえられる価格を、スコットランドでは換算価格とよんでいるのである。そして、それが現物で支払われるとすれば、換算価格がいかに低かろうとも、それは地主にとっては何らかかわりないことである。多くの場合はその選択権は地主にあるであらうけれども、なお Smith はこの手紙のなかで、Lord Hailes に、かれの知っている修道院乃至は司教監督区において、地主または借地人のいずれにその選択権があるかについて、その見聞を問うているのである。

この換算価格の問題は、Smith がのちに、*Wealth of Nations* 第1編第11章において、多くの著者を穀物価格の観察において誤解にみちびいた事情の一つとしてかかげているところである。

かくて、銀の価格の変動に関する考察は、「われわれはこれらすべての時期を通じて銀の実質価値は、それを穀物と比較することによって、それを他のいかなる財貨または財貨部類と比較するよりも、一層よく判断しうるのである<sup>(21)</sup>」、また「それゆゑ金銀の実質価値、すなわちそれが購買しまたは支配しうる労働の実際の量は、それが購買しまたは支配しうる穀物の量に依存するのであつて<sup>(22)</sup>…」という考え方にみちびかれることになる。

われわれは、*Wealth of Nations* 第1編第5章において、いわゆる「価値尺度」に関する Smith の考察をよむことができる。すなわち、そこには「すべての財貨の交換価値は、それと交換に獲られる労働の量または他の財貨の量によつてはかれるよりは、よりしばしば貨幣の量によつてはかることが普通におこなわれる<sup>(23)</sup>」けれども、「それ自身の分量がたえず変動する尺度は他のものの分量をはかる正確な尺度たりえないと同様に、それ自身の価値がたえず変動する財貨も他の財貨の価値の正確な尺度たるをえない<sup>(24)</sup>」。かくて、「労働は価値の唯一の一般的尺度であり、また唯一の正確な尺度であること、すなわち労働こそ、われわれがあらゆる時あらゆるところにおいて、諸財貨の価値を比較しうる唯一の標準であることはあきらかである。」「世紀から世紀を通じては穀物は銀よりも一層良い尺度である。けだし、世紀から世紀を通じては、穀物の同一量は銀の同一量を以てするよりも一層精密に労働の同一量を支配するからである。これに反して、年々につ

注(19) ここで *Wealth of Nations* 第1編第11章第3節末尾にのべられている銀の需給と穀物の需給に関する「三つの型」を想起すべきであらう。(Vol. 1, pp. 221-222.) そしてそれが「余論」の緒となっている。

(20) *Ibid.*, pp. 228-229. 「多くの場所において、それ(換算価格)は市場価格の半分をあまりこえないものとなつていた。」「往時における穀価を蒐集した著者達は、しばしばスコットランドにおいて換算価格とよばれているものを現実の市場価格と誤認したかに思われる。Fleetwood は自らこの誤解をおかしたことをある場合に承認しているのである。」

(21) *Ibid.*, p. 235.

(22) *Ibid.*, pp. 235-236.

(23) *Ibid.*, pp. 37-38.

(24) *Ibid.*, p. 38.

(25) *Ibid.*, p. 43. また p. 41 をみよ。また「労働は、銀に対してもまたすべてのその他の財貨に対しても、価値の真実の尺度であつて、ある特定の財貨あるいは特定部類の財貨ではないということは、つねに銘記さるべきである。」(*Ibid.*, p. 234.)

穀物地代と貨幣地代については、以上のような考察にもついで前者の方がより安定的であるという結論がひき出されることになる。「穀物で約定した地代は貨幣で約定した地代よりもはるかによく——銜貨の名目に変化がなかつた場合でも——その価値を保持することができた。」(*Ibid.*, p. 40.) 「穀物で約定した地代は、穀物のある一定量が購買しうる労働量の変動によつて影響をうけるだけである。しかしその他の財貨をもつて約定した地代は、穀物のある特定量をもつて購買しうる労働量の変動によつてのみならず、その財貨のある特定量によつて購入しうる穀物量の変動によつてもまた影響をうけるのである。」(*Ibid.*, p. 42.)

いていえば、銀は穀物よりも良い尺度である。ただし、その同一量はより精密に労働の同一量を支配するからである<sup>(25)</sup>という展開がみられるのであるが、このような展開は、銀の価格変動と穀物価格に関するこのような精密な歴史的研究をその背後においていたのではなからうか——同時にそれによって規定される限界を含みながらではあるが——と考えられるのである。銀の価値の変動についての歴史的叙述が、何故 *Wealth of Nations* においてその第1編第11章の「余論」という位置づけをあたえられるにいたったかは、別に考察すべきことであって、以上の手紙からは、もちろん、

何もいえない。この「余論」は周知のごとく「地代論」の「余論」として展開されているのであって、それは独立の一章を構成するほどの分量を占めている。

しかも「余論」は地代論と直接に関連する問題に限定されているとはかならずしもいいがたい。そして、逆に「手紙」の方からみるかぎり、そこで論じられている銀の価値の変動は、地代論との関連というよりははるかに、価格の水準を歴史的にどのように考えるべきか、したがってそこから価値尺度の探究といった研究の関連でとりあげられているように思われるのである。

注(26) たとえば、Karl Marx, *Theorien über den Mehrwert (vierter Band des „Kapitals“)*, [Dietz Verlag Berlin, 1956] 1. Teil, S. 114. 「…価値の規定における動揺に加うるに、つぎのような〔概念の〕混同があるということ、すなわち、価値の尺度において、内在的尺度、——同時に価値の実体をなすもの——が、貨幣は価値の尺度であるというような意味での価値の尺度と混同されるということ、これである。そして更に、この後者について、他の諸商品に対して恒常的度量者として役立つような、不變的価値をもつ商品を見出そうとする試み——門の求積法〔不可能事〕——がなされる。」

## メアリ・ウルストンクラフトの伝記について

白井厚

## 1

人類の長い歴史においても、夫婦もしくはそれに準ずる一組の男女が、共に優れた才能を発揮し、共に相似た分野において人類の進歩に貢献した例は決して多くはないが、われわれはその稀なる例を、詩人のロバート・ブラウニングとエリザベス・ブラウニング夫妻、ラジウムを発見したジョリオ・キュリとマリ・キュリ夫妻、作曲家ロベルト・シューマンとピアニストのクララ・シューマン夫妻、フェビアン協会のシドニー・ウェップとピアトリス・ウェップ夫妻、詩人の与謝野鉄幹と晶子夫妻、そして実存主義者のサルトルとポーヴォワールなどに見ることができる。ゴドウィンとメアリ・ウルストンクラフトは、後にジュリの妻となった娘の出産に際して不幸にもメアリが結婚後六か月ほどで亡くなってしまったために、夫妻というにはあまりにもはかないものであったとはいえ、疑いもなくこうした稀なる夫婦の一例であり、しかも、次に述べるような特筆すべきいくつかの特徴をもっていた。

まず第1に、彼らの結婚は18世紀の末に行なわれており、他の例に比べて最も早い。夫婦それぞれの社会的活動、女性の家庭からの解放が見られるようになるのは、特殊な貴族階級などを除けば19世紀以後のことであって、ウルストンクラフトは、おそらく歴史上最初の女性の職業的著述家であり、同じく文筆を業とするゴドウィンとの結婚生活は、当時としては極めて特異なものであったろうと思われる。そのような例は、現代においてもなお例外的なものであり、彼らは、こうした例外的な夫婦のまさに先駆をなすものであった。

第2に、彼らは文筆を業とするというだけでなく、共に優れた非常に先駆的な思想家であったということ

である。ゴドウィンは、主著「政治的正義」によって近代アナキズムの最初の理論家となり、一般にはマルサスに「人口の原理」執筆の契機を与え、彼と人口論争を行なったことで有名となるが、その思想は、私有財産、資本主義を批判、共産主義財産論を展開して、空想的社会主義者オウエンやリカード派社会主義者たちに大きな影響を与え、その哲学はサウジヤコールリッジやワズワスらロマン主義詩人たちを感動せしめ、特にジュリを圧倒的にその影響下に置いた。さらに、「イギリスにおけるフランス革命」期の急進的社会思想の代表者として、ロンドン通信協会や初期労働運動にも、そしてさらに現在に至るイギリス政治思想にも、影響を及ぼしている。また一般にはあまり知られていないが、その著「研究者」においてルソーを越えた近代的な教育観の成熟を示し、「ケイレブ・ウィリアムズ」によってフランス革命期の思想小説を代表すると共にアメリカ文学の源流となり、「イギリス共和制の歴史」によって、ピューリタン革命を重視してイギリス革命史をウィッグ的の革命観に転換するなど、多方面にわたって思想家として重要な役割を果たしたのである。これに配するにメアリ・ウルストンクラフトは、女性が完全に独立して自らの思想を持つに至った最初の例であって、主著「女性の権利擁護」の一書によって最初の女性解放思想の体系的な思想家となったことはもちろん、みずからの体験にもとづく処女作「女子教育考」を書いて女性教育史に一石を投じ、「人権の擁護」を書いてパークの「フランス革命の省察」に対する攻撃の先鞭をつけ、またパリに行って「フランス革命の起源と進行についての歴史的・道徳的見解」を発表し、北欧に旅して優れた旅行記を残し、小説「実生活実話集」や「女性の虐待」を書くなど、38歳という比較的短い生涯ながらも12冊の著書や翻訳を出版して、